



国家安全生产监督管理总局

State Administration of Work Safety

中国における職業健康政策 法規の概要

2017年3月



国家安全生产监督管理总局

State Administration of Work Safety

主要内容

一

中国職業健康政策法規の基準体系

二

職業健康の管理監督の役割分担

三

中国職業病リストと有害因子の分類

四

2016～2020年職業健康管理監督の重点



国家安全生产监督管理总局

State Administration of Work Safety

一. 職業健康政策法規の基準体系

背景:

1. 中国の二大重要努力目標

- ◆2021年 小康社会(ややゆとりある社会)の全面的な実現
- ◆2049年 富強、民主、文明、調和のとれた社会主義近代化国家の建設。

2. 粉じん、有毒物質、騒音に代表される従来型の職業病危害と新型危害が並存。

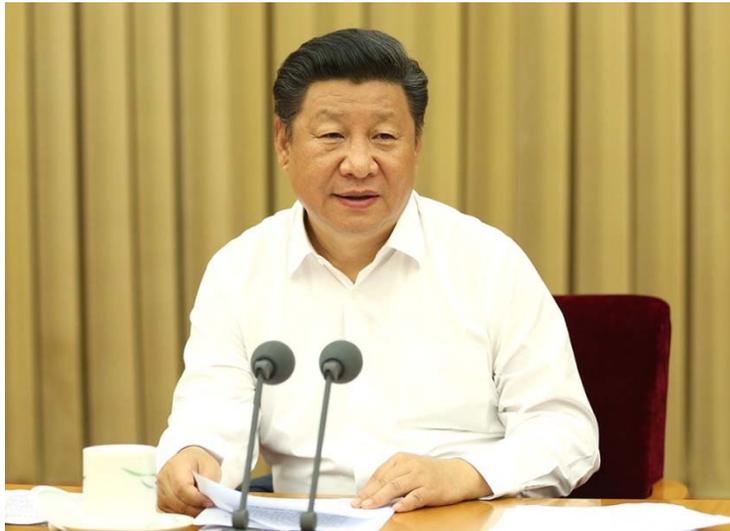
中国の産業分類は39の産業大分類、191の中分類、525の小分類があり、世界で唯一国連産業分類(国際標準産業分類)における産業がすべて揃った国である。

中国職業健康政策



一. 職業健康政策法規の基準体系

中国職業健康政策



全民の健康なくして、全面的な小康あらず。

予防を主要方針とし、予防と対策の連動、共同予防・共同抑制・集団予防・集団抑制を徹底し、国民にフルライフサイクルにおける衛生と健康サービスを提供するため努力する。

—2016年8月19日～20日の全国衛生と健康大会における習近平氏のスピーチより。
具体的には「健康中国2030」計画要綱（第16章第1節安全生産と職業健康の強化）。



国家安全生产监督管理总局

State Administration of Work Safety

一. 職業健康政策法規の基準体系

国はさまざまな方途を通じて労働就業の条件を打ち出し、**労働保護を強化し、労働条件を改善するとともに**、生産の発展を基礎として、労働報酬及び福利待遇の向上を図る。

— 憲法第42条より

職業病防止は**予防を主とし、予防・治療を互いに関連づける**方針を堅持する。

— 職業病防治法(職業病予防治療法)第3条より

安全生産は人を基本とし、安全な発展を堅持し、**安全を第一に、予防を主とし、総合的に対策を講じる**方針を堅持する。

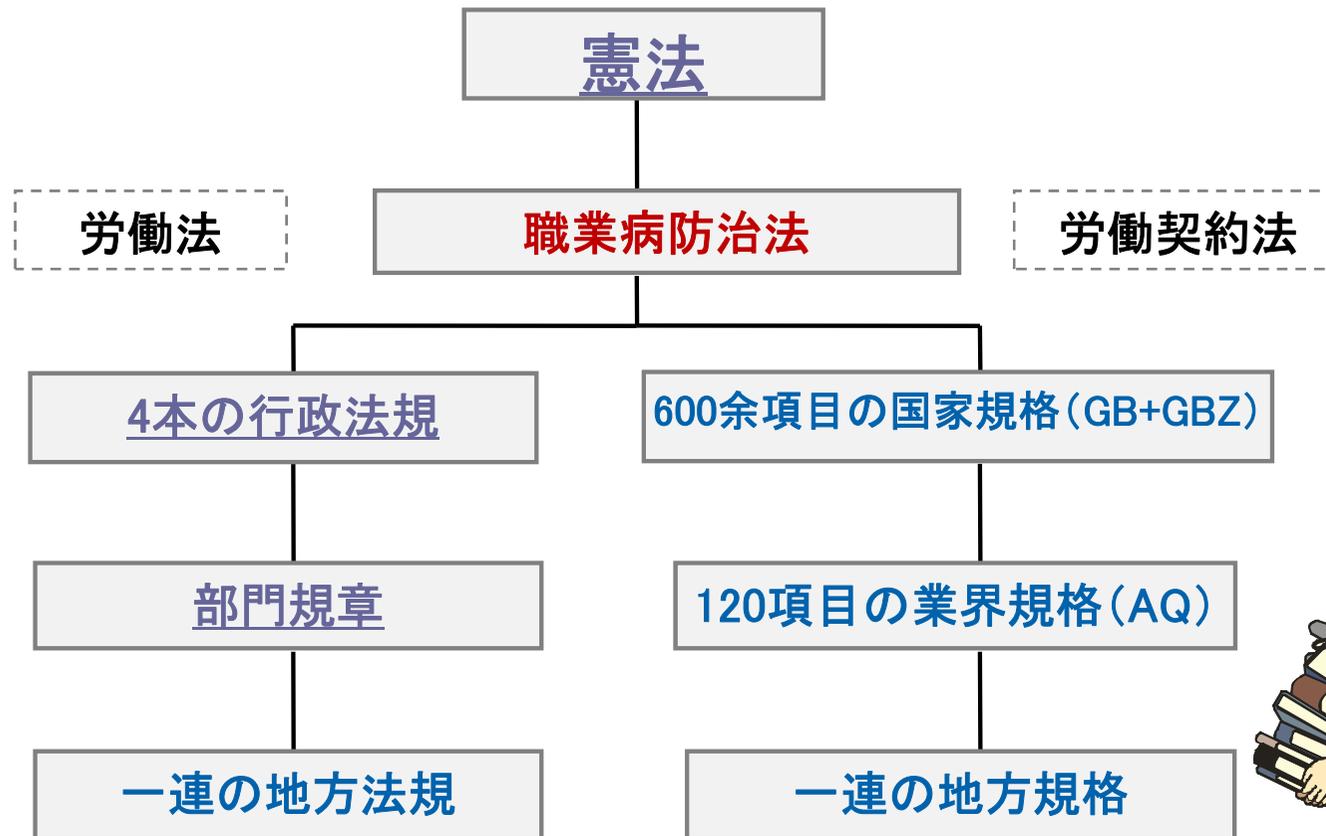
— 安全生産法第3条より



国家安全生产监督管理总局

State Administration of Work Safety

一. 職業健康政策法規の基準体系





国家安全生产监督管理总局

State Administration of Work Safety

中国現行の職業衛生行政法規

- ◆じん肺病防治条例(1987)
- ◆有毒物質を取り扱う作業場の労働保護条例(2002)
- ◆女性労働者労働保護特別規定(2012)
- ◆放射線同位体と放射線装置の安全と防護条例(2005)



国家安全生产监督管理总局

State Administration of Work Safety

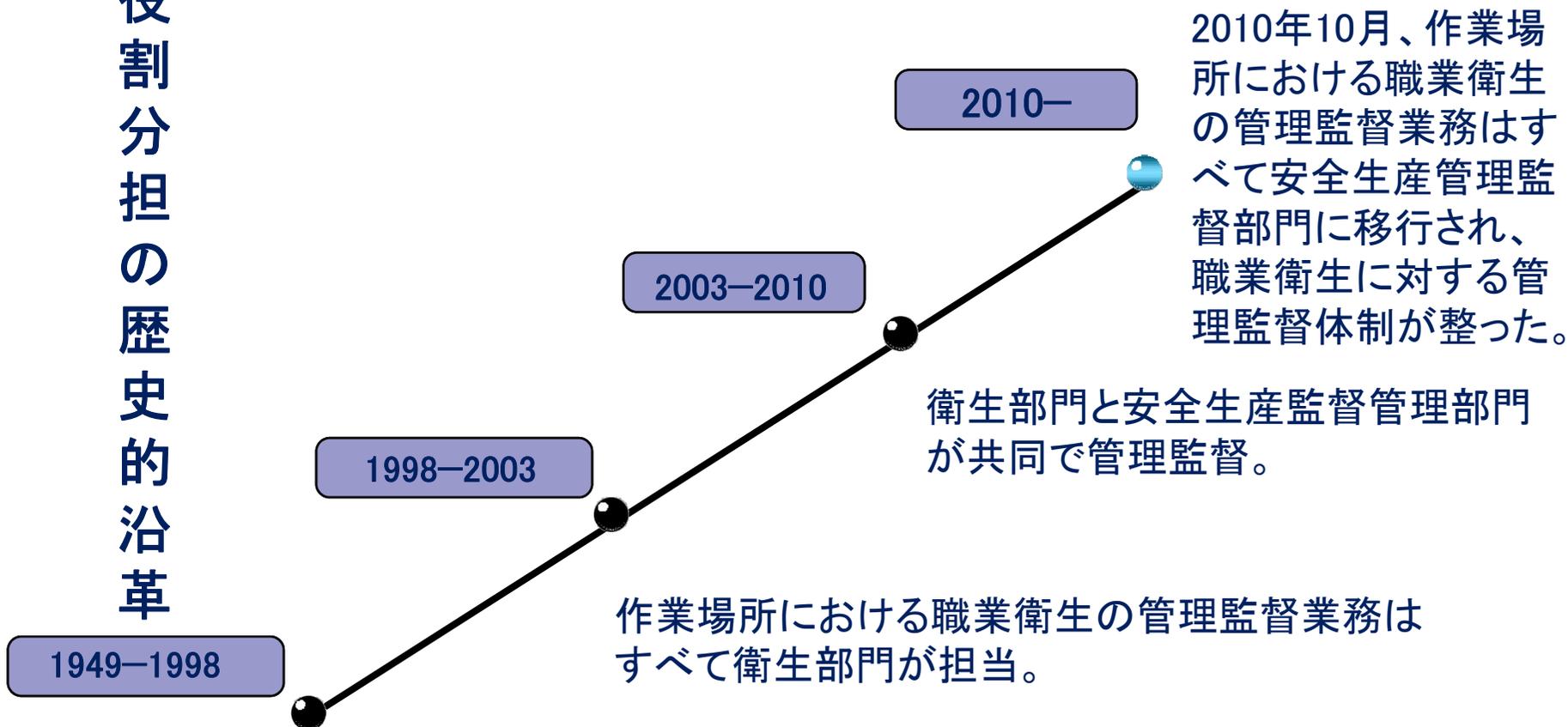
職業健康部門規章

- ◆「作業場所における職業衛生管理監督規定」(安監総局令第47号)
- ◆「職業病危害項目の申告弁法(規則)」(安監総局48号令)
- ◆「職業健康監護管理弁法(規則)」(安監総局49号令)
- ◆「職業衛生技術サービス機関の管理監督暫定弁法(規則)」(安監総局50号令)
- ◆「建設事業における職業衛生『三つの同時』管理監督暫定弁法(規則)」(安監総局51号令)
- ◆「炭鉱の作業場所における職業病危害防治規定」(安監総局73号令)
- ◆「使用者における職業病危害防治八か条規定」(安監総局76号令)
- ◆「職業健康診断管理弁法」(国家衛計委令第5号)
- ◆「職業病診断・鑑定管理弁法」(衛生部令第91号)
- ◆「労働災害職員の労働能力鑑定管理弁法(規則)」(人力資源・社会保障部、国家衛生・計画生育委員会令第21号)
- ◆「労働災害認定弁法(規則)」(人力資源・社会保障部令第8号)



二. 職業衛生管理監督の役割分担

役割分担の歴史的沿革



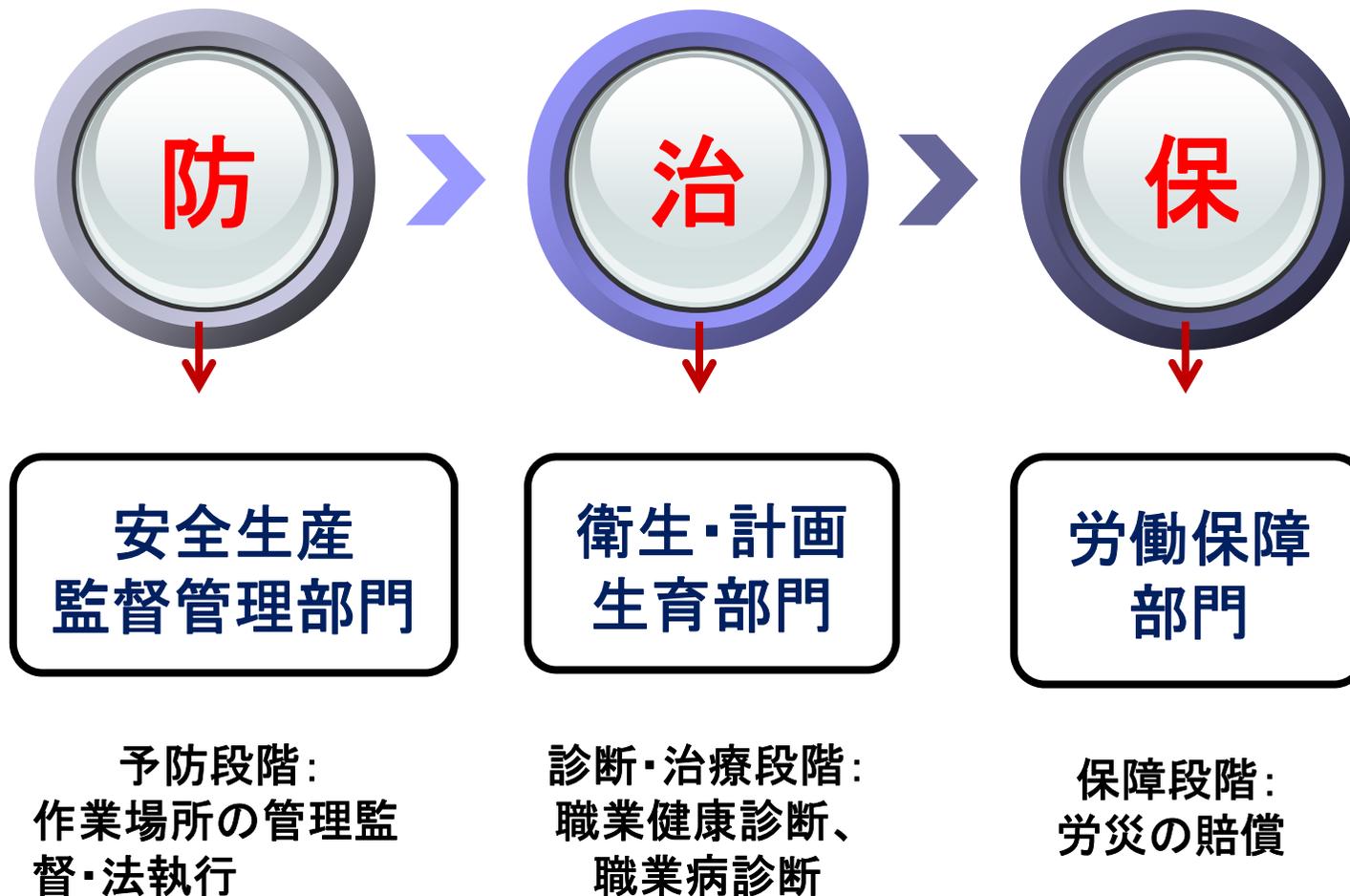
新中国成立から1998年まで、労働部門と衛生部門が共同で管理監督。



国家安全生产监督管理总局

State Administration of Work Safety

二. 現行の職業衛生管理監督の役割分担





国家安全生产监督管理总局

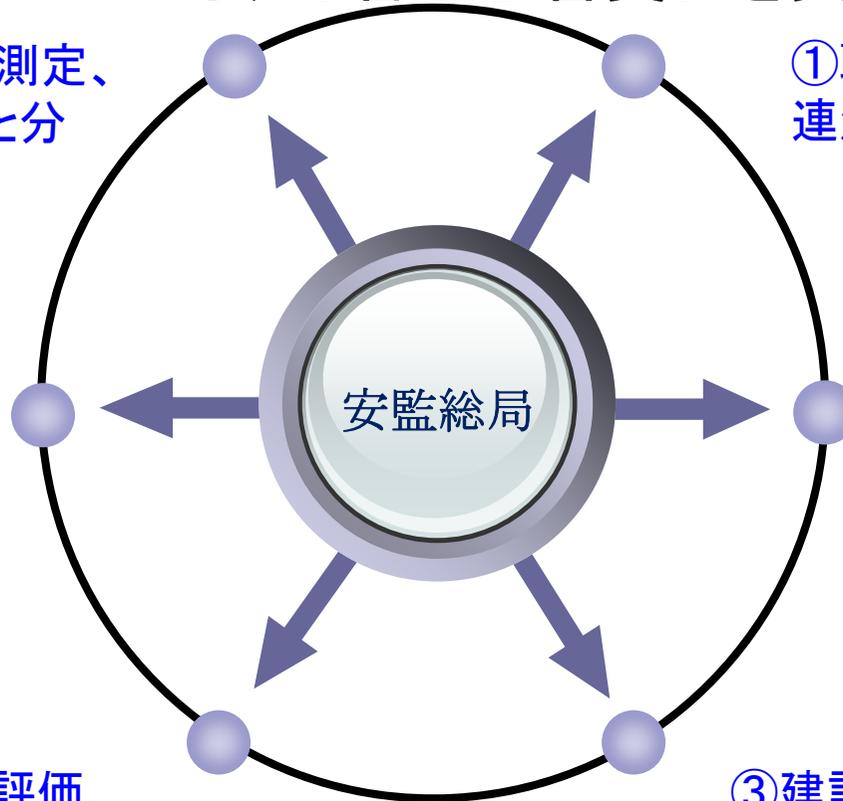
State Administration of Work Safety

安全生産監督管理総局が6項目の職業衛生に対する管理監督責任を負う

⑥業務上の有害因子の測定、評価などの情報の総括と分析

⑤使用者による職業衛生管理制度の整備の監督・検査及び督促、関連証明資料の提供。

④職業衛生の測定と評価、技術サービス機関の資質認定と管理監督。



①職業衛生管理監督の関連法規、規則と基準の起草。

②使用者による職業衛生の監督・検査、職業危害事故の処理、違法行為の取締まり。

③建設事業における職業病防護施設の「三つの同時」の監督・検査、職業危害項目の申告業務。



国家安全生产监督管理总局

State Administration of Work Safety

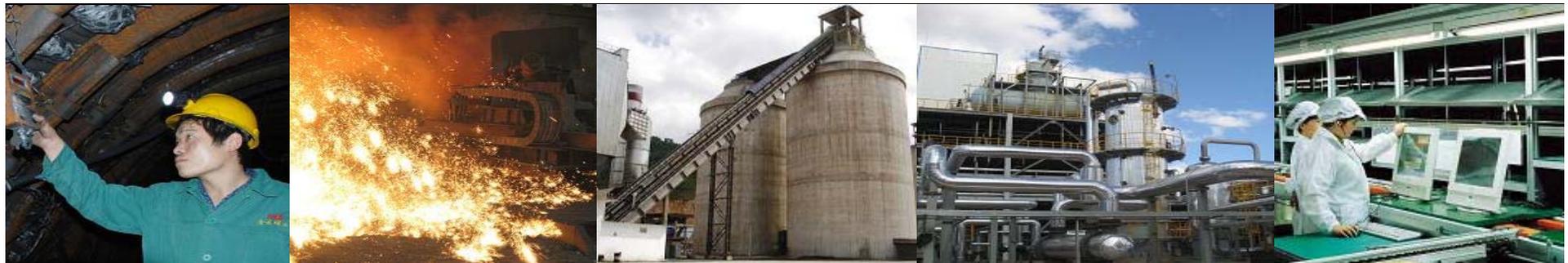
三. 職業病と有害因子の分類

職業病は多種にわたる
10大分類132種類

職業病の有害因子
459種類

新たな職業病
有害因子が無数に存在

中国における職業病有害因子の分布
鉱山、冶金、建材、化学工業、電子など30以上の業種。





国家安全生产监督管理总局

State Administration of Work Safety

職業病の分類と目録

(10大分類132種類)

1. 職業性じん肺病及びその他呼吸器系の疾病(19種類)
2. 職業性皮膚病(9種類)
3. 職業性眼病(3種類)
4. 職業性耳鼻咽喉口腔疾病(4種類)
5. 職業性化学物質中毒(60種類)
6. 物理因子による職業病(7種類)
- 7.放射線による職業性疾病(11種類)
8. 職業性伝染病(5種類)
9. 職業性腫瘍(11種類)
10. その他の職業病(3種類)

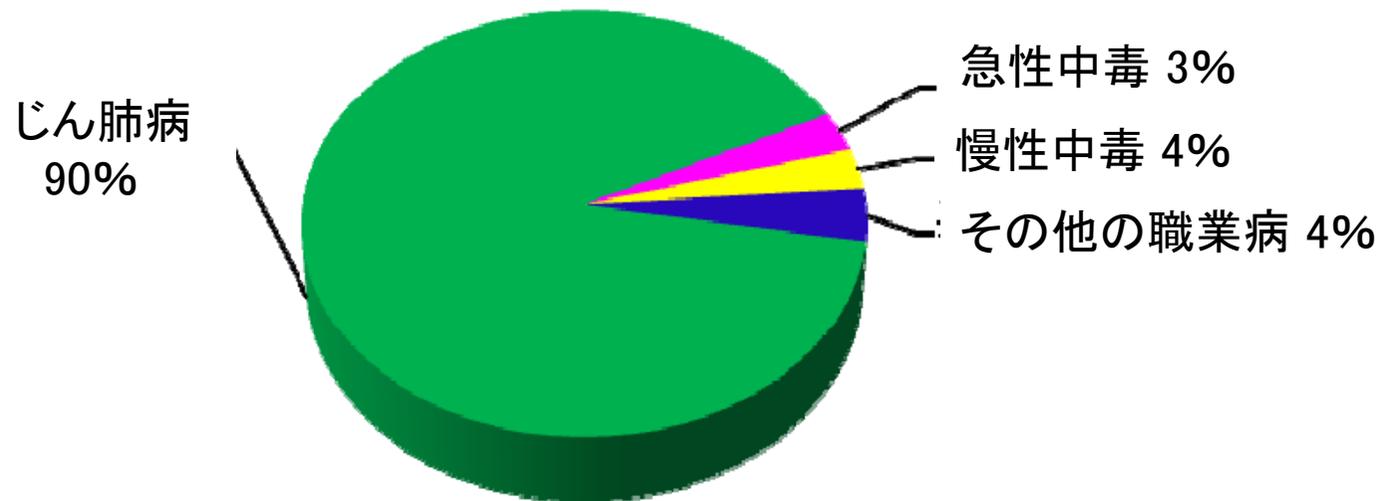
1957年14種類 → 1987年99種類 → 2002年115種類 → 2013年132種類



国家安全生产监督管理总局

State Administration of Work Safety

中国で報告された職業病の構成





作業に関連する疾病

- ◆大部分の筋肉骨格系疾病
- ◆心臓脳血管疾病
- ◆精神障害・心の病
- ◆過労死

.....

上記の疾病は未だ中国職業病目録への収録及び管理がなされていない。



国家安全生产监督管理总局

State Administration of Work Safety

職業病有害因子の分類

(6大分類、459種類)

1. 粉じん(52種類) : 珪じん、炭じん、溶接ヒューム、セメント粉じんなど
2. 化学因子(375種類) : ベンゼン系物質、n-ヘキサン、硫化水素、一酸化炭素など
3. 物理因子(15種類) : 騒音、高温、振動、低温、電磁波放射など
4. 放射性因子(8種類) : X線など
5. 生物因子(6種類)
6. その他の因子(3種類)



国家安全生产监督管理总局

State Administration of Work Safety

四.2016～2020年職業健康管理監督の重点

過去五年間の職業健康業務情勢

- ◆職業病予防治療監督のカバー率が163.7%アップ
- ◆重度の職業病危害事件の対処率100%
- ◆急性職業中毒事故が36.1%ダウン
- ◆職業病危害は依然として深刻。毎年新たに報告される職業病症例は3万件弱。
- ◆使用者が主体责任を十分果たしていない。出稼ぎ農民工、労務派遣人員などに対する職業病防護が効果的に保障されていない。
- ◆職業衛生の管理監督及び職業病防止サービス能力の欠如。
- ◆新たな職業病危害問題も無視できない。



国家安全生产监督管理总局

State Administration of Work Safety

四.2016～2020年職業健康管理監督の重点

国家職業病予防治療計画

• (2016-2020年) •

計画目標

2020年まで



使用者が責任を負い、行政機関が管理監督を行い、業界の自主規制、労働者の参加、社会の監督による職業病予防治療の仕組みを構築、整備する。

- 使用者が責任主体として責任を果たす仕組みを引き続き実践に移していく。
- 職業病予防治療体系の整備を概ね完了する。
- 職業病モニタリング能力の引き続きの向上を図る。
- 労働者の健康権益を保障する。



2016～2020年の具体的な計画目標

—使用者が責任主体として責任を果たす仕組みを引き続き実践に移していく。**重点業種**における使用者の職業病危害項目の申告率を**85%以上**に、作業場所の職業病有害因子の定期的な測定率を**80%以上**に、職業病危害に暴露する恐れのある労働者の在職期間中の職業健康診断率を**90%以上**に、主要責任者、職業衛生管理者の職業衛生研修率をいずれも**95%以上**に、医療衛生機関における放射線作業者の個人暴露量測定率を**90%以上**にする。

—**職業病防止体系の整備を概ね完了**する。省、市、県の三段階にわたる職業病予防治療合同会議制度を構築し、整備する。区を設置している地級市は、医療衛生機関を少なくとも1カ所指定して、当該管轄地域の職業病診断を実施する。県レベルの行政区域は医療衛生機関を少なくとも1カ所指定して、当該管轄地域の職業健康診断を実施する。職業病予防治療サービスネットワークと管理監督ネットワークを常に整備し、職業衛生管理監督者の研修率100%を実現する。

—**職業病モニタリング能力の引き続きの向上**を図る。モニタリングネットワークの整備を図り、重点職業病モニタリング実施の県(区)のカバー率**90%**を実現する。職業病報告書の質向上を図り、職業病診断機関の報告率を**90%**にする。職業病予防治療情報システムをおおむね構築し、部門間の情報共有を実現する。

—**労働者の健康権益を保障**する。**労働者の法に基づく労災保険加入のカバー率を80%以上にし**、労災保険と基本医療保険、大病保険、医療救助、社会慈善、商業保険などの有効な連携を段階的に実現し、職業病患者の負担を確実に軽減する。



職業性じん肺病、化学物質中毒を重点とし、**鉱山、非鉄金属精錬、冶金、建材**などの業界分野において特別対策を講じる。



主な任務

1. **発生源への対策を強化する。**全国職業病危害の基礎調査を実施する。労働者の健康保護に有利な新たな技術、生産工程、設備、素材を普及していく。重点業種分野において特別対策を講じる。
2. **使用者が責任主体として責任を負う。**建設事業における職業病危害の事前評価、防護措置抑制効果の評価、竣工後検収などの段階における管理を強化し、作業環境や労働条件を改善し、職業健康監護制度の構築・整備・規範化を図る。
3. **職業衛生に対する管理監督の法執行力を強化する。**職業衛生管理監督ネットワークの構築を強化し、末端の管理監督水準の向上に取り組む。使用者と職業衛生技術サービス機関の「ブラックリスト」制度を構築し、定期的に社会に向けて公表し、関係部門に通達する。
4. **予防・治療サービスの向上を図る。**職業病防止サービスのネットワークを整備し、各種医療衛生機関の役割を充分発揮する。サービスフローを最適化し、サービスの質向上を図る。社会全体の積極性と創造性を十分に喚起する。
5. **救援保障の措置を講じる。**使用者の労働者雇用管理を強化し、法に基づいて労働契約を締結する。使用者が法に基づいて所定期間内に労災保険費用を全額納付するよう督促する。労災保険、その他保障救援などの関連制度の有効な連携を遂行する。
6. **予防・治療の情報化を推進する。**重点職業病と職業病有害因子のモニタリング、報告と管理のネットワークを構築、整備する。職業病報告情報管理を規範化し、部門間の情報利用効率を高める。
7. **周知教育と健康促進を実施する。**職業病予防・治療に関する法令及び関連規格の幅広い周知を図る。方式・方法を刷新し、「健康企業」の設立を推進する。
8. **科学研究及び成果の転換・応用を強化する。**職業病予防・治療の基礎的科学研究と前向き研究を奨励し、支援する。重点技術における難題の攻略に取り組み、科学技術成果の転換及び応用・普及を加速する。



国家安全生产监督管理总局

State Administration of Work Safety



ありがとうございました。

Thank You !